

製造請負優良適正事業者認定制度 認定事業者 欠格条項

平成29年4月27日制定
製造請負事業改善推進協議会

製造請負優良適正事業者認定制度運営要領 第5の2の欠格条項について、以下のとおり定める。

次の各号のいずれかに該当する事業者（実務的に同一とみなすべき事業者を含む）は、認定マーク付与認定を受けることができない。

（1）労働に関する法律であって政令で定める規定

- ①労働基準法第117条、第118条第1項（罰則規定）（同法第6条（中間搾取の排除）及び第56条（最低年齢）の規定に係る部分に限る）、第119条（同法第16条（賠償予定の禁止）、第17条（前借金相殺）、第18条第1項（強制貯金）及び第37条（時間外、深夜賃金）の規定に係る部分に限る）及び第120条（同法第18条第7項（強制貯金）及び第23条から第27条（賃金に関する規定）までの規定に係る部分に限る）の規定並びに当該規定に係る同法第121条の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない場合
- ②職業安定法第63条、第64条、第65条（第1号を除く）（暴行、脅迫、監禁、不当な拘束等その他に対する罰則及び罰金規定）及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない場合
- ③賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない場合
- ④中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第1号に係る部分に限る）（委託募集の特例に関する罰則）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない場合
- ⑤育児休業、介護休業等育児または介護休業を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条、第63条及び第65条の規定並びにこれら規定による同法第66条（同53条関連、休業期間中の募集に関する職安法第41条に関わる規定）の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない場合
- ⑥労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定（中間搾取、年少者、坑内労働違反に対する罰則規定）並びに労働安全衛生法（昭和47年法第57号）第119条及び第122条の規定（以下の安衛法に対する罰則規定：作業主任者、事業所の講ずべき措置、注文者の講ずべき措置、建物機械貸与者の講ずべき措置、製造時検査、使用者制限、譲渡制限、個別検定、製造許可、表示、就業制限、作業環境測定、病者の就業禁止、厚生労働大臣の審査、労働者の申告、研究開発の推進等）に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない場合

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない場合
- (3) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 3（凶器準備集合）、第 222 条（脅迫）または第 247 条（背任）に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない場合
- (4) 暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない場合
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 73 条の 2 第 1 項（外国人の不法就労）の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない場合
- (6) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 208 条、第 213 条の 2 または 214 条第 1 項の規定（保険の取得届出、通知、納付等に関する罰則規定）に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない場合
- (7) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 51 条前段または第 54 条第 1 項（第 51 条前段の規定に係る部分に限る）（使用者報告、出頭、立入り検査に関する事業主罰則規定）に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない場合
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 102 条第 1 項、第 103 条の 2、第 104 条第 1 項（届出、通知）（第 102 条第 1 項または第 103 条の 2（徴収）の規定に係る部分に限る）、第 182 条第 1 項もしくは第 2 項または第 184 条（第 182 条第 1 項または第 2 項の規定に係る部分に限る）（標準給与違反、報告の徴収、清算等）
- (9) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 46 条前段（印紙保険料納付、帳簿の調整、報告、立入り検査）または第 48 条第 1 項（第 46 条前段の規定に係る部分にかぎる）（事務組合の責任等）に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない場合
- (10) 雇用保険（昭和 49 年法律第 116 号）第 83 条または第 86 条（被保険者届出、報告立入り検査）（第 83 条の規定に係る部分に限る）に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない場合
- (11) 労働者派遣法及び職業安定法による業務改善命令、または事業停止命令を受けている事業者
- (12) 一般労働者派遣事業の許可を受けている事業所が、許可取消し処分を受け、その決定もしくは処分を受けたことに対し、改善報告が受理された日から起算して 3 年を経過していない場合

（附則）

この条項は、平成 29 年 4 月 27 日から施行する。

（以上）